

令和5年 第1回臨時会

利 島 村 議 会 会 議 録

令和5年3月27日 開会

令和5年3月27日 閉会

利 島 村 議 会

令和5年第1回利島村議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月27日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した事務局職員	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
日程第 1 議案第25号 利島村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	5
日程第 2 議案第26号 令和5年度東京都利島村一般会計予算	6
動議の提出	20
日程第 3 議案第27号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算	22
日程第 4 議案第28号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）予算	24
日程第 5 議案第29号 令和5年度東京都利島村簡易水道事業特別会計予算	25
日程第 6 議案第30号 令和5年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計予算	26
日程第 7 議案第31号 令和5年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）予算	26
日程第 8 議案第32号 令和5年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計予算	27
日程第 9 議員提出議案第3号 利島村議会の個人情報保護に関する条例を制定する条例	28
日程第10 議員提出議案第4号 利島村における議会関係ハラスメントを根絶するための条例を制定する条例	32
閉会の宣告	37

利島村告示第6号

令和5年第1回（3月）利島村議会臨時会を下記のとおり招集する。

令和5年3月27日

利島村長 村山将人

記

1 日 時 令和5年3月27日（月） 午前9時30分

2 場 所 利島村役場議会室

- 3 付議案件 議案第25号 利島村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議案第26号 令和5年度東京都利島村一般会計予算
議案第27号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
議案第28号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）予算
議案第29号 令和5年度東京都利島村簡易水道事業特別会計予算
議案第30号 令和5年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計予算
議案第31号 令和5年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）予算
議案第32号 令和5年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計予算
議員提出議案第3号 利島村議会の個人情報の保護に関する条例を制定する条例
議員提出議案第4号 利島村における議会関係ハラスメントを根絶するための条例を制定する条例

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 5名

1番	前	田	清	君	3番	笹	岡	壽	一	君
4番	石	野	治	君	5番	井	口		保	君
6番	寺	田	優	君						

不応招議員 なし

令和5年第1回利島村議会臨時会

議事日程第1号

3月27日午前9時30分開会

- 日程第 1 議案第25号 利島村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第 2 議案第26号 令和5年度東京都利島村一般会計予算
- 日程第 3 議案第27号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
- 日程第 4 議案第28号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）予算
- 日程第 5 議案第29号 令和5年度東京都利島村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第30号 令和5年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第31号 令和5年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）予算
- 日程第 8 議案第32号 令和5年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 9 議員提出議案第3号 利島村議会の個人情報保護に関する条例を制定する条例
- 日程第10 議員提出議案第4号 利島村における議会関係ハラスメントを根絶するための条例を制定する条例

出席議員 5名

1番	前田	清君	3番	笹岡	壽一君
4番	石野	治君	5番	井口	保君
6番	寺田	優君			

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	村山	将人君	教育長	弟子丸	知樹君
住民課長	榎本	雅仁君	環境建設課長	上野	崇君
会計管理課長	出口	貴司君	産業観光課主幹	荻野	了君
総務課長補佐	隅	智孝君	環境建設課長補佐	前田	裕君

職務のため出席した事務局職員

書記 五味 恵介

◎開会及び開議の宣告

(午前 9時30分)

○議長（寺田 優君） 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより令和5年第1回利島村議会臨時会を開会いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（寺田 優君） 初めに、議事録署名人を指名いたします。
今臨時会は、井口保議員と石野治議員の2名にお願いをいたします。

◎会期の決定

○議長（寺田 優君） 会期についてお諮りいたします。
会期については、本日3月27日、1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 異議ないようですので、会期については、3月27日、1日といたします。
日程についてお諮りいたします。日程は、執行部が示している順番に沿ってやっていきたいと思いますが、ご異議ございますか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 異議ないようですので、このまま日程に沿って、執行部の出された日程に沿ってやっていきたいと思っております。

◎日程第1 議案第25号 利島村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（寺田 優君） それでは、早速日程1の議案第25号 利島村固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。
執行部の説明を求めます。
村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 議案第25号 利島村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について。

下記の者を利島村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方自治法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

氏名、森山武。

令和5年3月27日。提出者、東京都利島村長、村山将人。

提案理由、委員の任期満了に伴い、新たに選任する必要があるため。

よろしく願いいたします。

○議長（寺田 優君） 議案の説明は終わりました。

質疑を省略してよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） それでは、質疑を省略して、採決に移りたいと思います。

議案第25号 利島村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について採決を行います。

賛成の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田 優君） 全員賛成です。

よって、議案第25号 利島村固定資産評価審査委員会委員の選任同意については可決承認されました。

◎日程第2 議案第26号 令和5年度東京都利島村一般会計予算

○議長（寺田 優君） 引き続き、日程2、議案第26号 令和5年度東京都利島村一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 議案第26号 令和5年度東京都利島村一般会計予算。

令和5年度東京都利島村一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ20億186万5,000円とする。

詳細に入る前にですが、今回令和5年度一般会計予算上程するに当たりまして、先日、令和5年3月議会定例会の中で各議員からご指摘がありまして、執行部としては説明を尽くしてまいりましたが、ご納得いただけず、否決となってしまいました。否決に当たりましては住民の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたということでございまして、対応としましては、議会終了後協議会を開催し、改めて説明を各議員にした上で、その中のやり取りを経て執行部として検討を進めてまいりました。その上で、その指摘を受けた結果、3か所に関しまして修正することとして、本日3月27日

の臨時会可決いただきたく、改めてご説明をさせていただきます。

まず1点目ですが、電気自動車の購入に関しまして、1台300万円もする電気自動車は高過ぎる。また、2台購入する必要性、それからそのうち1台は前年に車検を通しているといったようなこと、ご指摘を踏まえまして執行部のほうとしても協議をさせていただき、今回修正した形で上程させていただきました中で、電気自動車に関しましては、その多くを各種補助金を充てて購入する予定であります。およそ80%は補助金の対象となっており、残りを一般財源として歳入歳出を予定しておりました。2台のうち1台は勤労福祉会館に配車する予定でありましたが、昨年1台廃車をしており、やはり不足であるということで、もう一台のほう、環境建設課のほうでごみ回収等で使用する予定の車両に関しましては、エンジンが調子悪い等の説明を先日の議会でも説明していたところであります。

昨年廃車した車両につきましても、前年に車検を、これは勤労福祉会館の車両ですね、前年に車検を取得しましたが、やはり調子が悪く、廃車となった経緯もあるということもありまして、それらのことを執行部で協議した結果、2台購入するところ1台のみお認めいただけないかということで、そのまま1台は計上し、もう一台、昨年車検を通した車両に関しましては次年度以降に見送るという形で修正をさせていただきました。

次に、2点目ですが、椿油製油工場整備に関する用地買収に関しましてと。議員各位からは、敷地所ある中で村有地があるので、あれほど高額にならないのではないかと。また、村有地に整備することで用地買収の費用が不要になるのではないかとということで、これらも検討、また改めて説明をさせていただきました。敷地条件においては、当該候補地以外でも当然検討はしているところではありますが、どちらにするにしてもメリット、デメリットがあると。また、建蔽率や緑化面積などの制約がある関係で、敷地、建物以外にもある程度の広さが必要になってくると。これら条件を踏まえ、執行部間協議した結果、条件等踏まえ、今年度中に敷地の選定を完了した後に改めて補正計上させていただくということでありまして、今回の令和5年度当初予算からは削除させていただくというような措置を取ります。

3点目、最後になりますが、株式会社TOSHIMAのフォークについてですが、リースバック等これまでの経緯に関しましては、説明をしてきたとおりでございます。必要性に関しましても説明をしてきたとおりだということではありますが、議員ご指摘のリース、それからその後の扱いに関しまして、執行部または当該事業者と協議をこの数日間得て経た結果、フォークを株式会社TOSHIMAで購入するような方向で調整をしていくと。ただし、その購入費用に関しましては、令和4年度、今年度の予算内、補助金の中で対応していくと。補助金の申請の内容を変更した上で、その中で株式会社の資産として保有していくというような方向で調整をさせていただいたところで、令和5年度の予算におきましては、当初見込んでいました車両リース代のうちフォークリフトの部分、リース代一部を削除させていただきました上で、株式会社TOSHIMAがフォーク

リフトを所有することを前提とした上で必要経費、定期整備費や車検等、また車検期間中の台車リース代、その他法定検査、修繕費等を改めて計上した上で修正をさせて、このたび上程させていただきました。

詳しくは予算書の29ページに歳入歳出それぞれ一覧として上げております。今の私の説明の3点に伴いまして、歳入、それから歳出に関しまして修正をさせていただいた数値でございます。詳しくは、その後ページをおめくりいただければ、前回の3月議会で上程させていただきました否決した予算書と比べていただければ増減等分かるとは思いますが、そういったことで処理をさせていただいております。その他の詳細に関しましては、3月定例会で説明させていただいたものと変わりはありませんので、以下のところに、ほかの部分に関する説明は省略させていただきます。

また、補完する説明を所管のほうからさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（寺田 優君） 荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野 了君） おはようございます。どうぞよろしく願いいたします。

私のほうからは、株式会社TOSHIMAの補助金の来年度の内容の変更についてご説明させていただきます。リース料に関しましては、ラフタークレーンに関しましては、ラフタークレーンの金額が大きいというのと、あとは7トンのフォークリフトが1台、来年度、令和5年度車検になりますので、その1か月間のリース代を40万円として入れています。それ以外は4トントラックのリース料という形になっています。

あと、追加になっている部分は、代車の、ちょっとこれは最大の想定ですけれども、島外からそのリース期間、リース期間というのは車検時のリースですね、その際にかかる運搬費として追加で66万8,000円を追加させていただいていると。

あと、車両費のところ、通常、この間まで150万円で計上させていただいているところなのですが、車両費というのは、燃料代だったりとか維持修繕費だとか、そういったものを計上しているところなのですが、以前に資料でお示しさせていただいたときに、年間の維持修繕費が最大で一番かかっている年というのが大体350万円ぐらいでしたので、最大を想定した形で、車両費に追加で350万円を追加させていただいているというところでは。

以上です。

○議長（寺田 優君） 議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問のある議員は挙手願います。

前田副議長。

〔1番（前田 清君）登壇〕

○1番（前田 清君） では、質問させていただきます。

今冒頭、村長の説明の中で、我々が、議員が言ってきた内容とはちょっと相違があるなというところを指摘させてもらいたいと思うのですけれども。車の件なのですけれども、値段が高いからやめろといったことは一言も言っていないと思うのですが。要は、無理、無駄を省けと。これ、世間一般の常識だと思うのですけれども、乗れるものは乗りなさいよと言ったのであって、高いからやめろとは一言も言っていないです。理由は別個にしても、それは削るという、結果的にはそれでよしとしなければいけないのしょうけれども、少なくとも私が主張した中では、高いからとは一言も言っていないので、その辺は了解しておいてください。

それと、ちょっと老婆心ながら言わせてもらいますと、今の主幹の説明の中でフォークリフト、実は私も昨日いろいろ電話してみました。リース会社にも電話したし、修理屋さんにも電話したし。言われたのが、今ロシアとウクライナが戦争していますよね。戦争というか、紛争。その影響を受けて、世界的なこれは話なのでしょうけれども、半導体が不足していると。だから、フォークを造りたくても造れない状況らしいです。今新車を注文しても、6か月ないし8か月ぐらい納車までにかかるのではないかというふうに言われたので、来年7トンの車検があるということなのですけれども、早めに手を打っておかないと、1年以上先の話、車検って。

〔「今年度です。令和5年度です」「予定なんですけど、まだ……」
と言うあり〕

○1番（前田 清君） いや、その7トンだ。

〔「来年です。年度末ぐらい。まだ、1年弱でございます」と言う
人あり〕

○1番（前田 清君） 年度末ぐらいか。1年弱。早めに手を打っておかないと、借りられないかもしれないので。実際に利用者に聞いたら、いや、中古も今出回っていないので、たちまちにして利島さんに貸すわけにはいかないということと言われたので、港を止めるわけにはいかないという言い方を行政側は何度もされていますので、その辺考えると、ぜひとも早めに手を打っておいてください。借りられるようにね。

以上です。

〔「借りる」と言う人あり〕

○1番（前田 清君） そのリース期間中。

〔「代車のことですか」と言う人あり〕

○1番（前田 清君） 代車。そう、代車。

○議長（寺田 優君） 答弁はいいですか。

○1番（前田 清君） 答弁いいです。

○議長（寺田 優君） ほかにございますか。

石野議員。

[4番(石野 治君)登壇]

○4番(石野 治君) おはようございます。フォークリフトのリース料の削減なのですが、これ632万円とあるのですが、(株)TOSHIMAで予算計上していたのはたしか2,200万ぐらいで、そのうちの900万がクレーンか。それで、あとはリース料なのですが、フォークリフトの。トラックがあるのか、200万ぐらい。それで計算していくと約400万ぐらいの差額が生まれるのですが、それはどういうことになっているのですか。

○議長(寺田 優君) 荻野産業観光課主幹。

[産業観光課主幹(荻野 了君)登壇]

○産業観光課主幹(荻野 了君) 石野議員のご質問にお答えします。

今ご指摘いただいた箇所というのが、離島交通受託事業費の金額の話だと思うのですが、この金額の中にヘリの助成金とかも入っていますので、131ページを御覧いただけますでしょうか。その下から2段目のところが、定期航路等運営補助として株式会社TOSHIMAに補助している金額の合計ということになります。それ以外にヘリポートを運営する中でも事業費運営費が入っていて、その合計が今回修正させていただいた7,975万7,000円ということになっております。

以上です。

[「6,000円だ」と言う人あり]

○産業観光課主幹(荻野 了君) 6,000円、ごめんなさい。

○議長(寺田 優君) 言い直す。言い直す……となったら。

[「修正するんだったら」と言う人あり]

○議長(寺田 優君) 荻野産業観光課主幹。

[産業観光課主幹(荻野 了君)登壇]

○産業観光課主幹(荻野 了君) すみません。私のほうでもう一度説明させていただきます。

定期航路の運営補助金としては、131ページに記載されているとおり、6,849万7,000円となります。

以上です。

○議長(寺田 優君) 石野議員。

[4番(石野 治君)登壇]

○4番(石野 治君) 私が聞いたのは、(株)TOSHIMAの補助金というよりリース料は2,200万に計上されているわけです。5年度かな。それで、フォークの削減が637万7,000円ぐらいになっているのですが、あと4トン車のリース料を差し引いても1,200万ぐらい余っていて、そのうちの640万ぐらいか。そうすると、あと余りの400万ちょっとというのはどういう計算になるのか。

○議長(寺田 優君) 荻野産業観光課主幹。

[産業観光課主幹(荻野 了君)登壇]

○産業観光課主幹(荻野 了君) リース料につきましては、今回お示ししたもので大体1,000万ぐら

い減額になっている。それで、プラスして増額になっている部分としては、先ほども申し上げましたけれども、車両費として維持修繕費が、過去5年間のデータを先日の議会でもお示ししていると思うのですけれども、その中の最大の修繕費がかかっている年というのを想定させていただいて350万車両費を増額しているため、実際の差引きとしては690万ぐらいが減額という形になります。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） どういう計算なのか教えてもらえますか。式を出してもらいたいな。

〔休憩していただけますか。式を出す〕という人あり〕

○議長（寺田 優君） それでは、石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） この前の議会で軽のリース、1台リースしているという話があったのですが、軽のリース料ってどうなっているのですか。

議長（寺田 優君） 荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野 了君） 石野議員のご質問にお答えします。

軽のリースにつきましては、(株)TOSHIMAに確認したところ、定期航路業務では使っていないということです。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 何に使っているのですか。

○議長（寺田 優君） 荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野 了君） 都から委託を受けている清掃業務に使っているということです。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 都から委託を受けている清掃業務って何なのですか。清掃業務に使っている。

○議長（寺田 優君） 荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野 了君） 日よけ、雨よけ施設とかの清掃です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） (株)TOSHIMAが西棧橋の日よけ、雨よけというところの掃除と、そ

れと本棧橋の切符売り場の掃除のことですか。

〔「そうです」と言う人あり〕

○4番（石野 治君） 支庁から受けているの、(株) TOSHIMAは。

〔「など、ちょっとここは……に乗ったりすると分かるんですけどね」と言う人あり〕

○4番（石野 治君） 出ていれば分かる。

○議長（寺田 優君） よろしいですか。

○4番（石野 治君） また後で。今はいいです。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 私は初めに、ちょっとしたことですけれども、車両購入費、前田議員から質問ありまして、300万減額したということで、それは分かりました。

これは衛生費のごみ処理関係に関係するのかどうか分かりませんが、衛生費でごみ処理で、備品購入費で先般は、先般というのは否決された議案ですね、あの予算案。それでは車両購入費が300万円ということで減額になっていて、それで同じく車両で、これは電気自動車ではないのだけれども、何だか分からぬけれども、いわゆる車両費ということで備品費が500万ということになってたのですけれども、300万円は減額されているのは分かります。それで、今回は備品購入費として200万計上されているのですね。

〔「前回もありました。前回もあった」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） いや、今回。今回。

〔「前回もあったんですけど」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） 新予算で109ページです。備品購入費で200万計上されていて、そして次ページを見ると、次のページですね、見ると工事請負費のところになっていて、車両購入費というのがあるのですけれども、これは何なのか。金額は入っていないです。ここの2つをお伺いしたいのですけれども、17番項目の備品購入費というのは何なのかです。

それから、工事請負費の中に入っている車両購入費という、金額はありませんけれども、これは何なのかなと。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 109ページの備品購入費でございますけれども、こちらに関しては清掃ダンプ、ごみ回収する軽自動車、清掃ダンプ、軽、こちらのほうがもうそろそろ限界でございますので、こちらの入替えを行いたいと思っております。

その下にあります111ページのところの備品購入費に関しては、運搬用のコンテナです。島外に搬

出するためのコンテナ、こちらのほうを整備させていただく。

工事請負費というのはちょっと。工事請負費で備品を買うということはちょっと考えられないですけれども。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

[3番（笹岡壽一君）登壇]

○3番（笹岡壽一君） 違うのです。備品購入費は分かりましたが、そういうことで、ただ説明がなかっただけで聞いたわけで、備品購入費のところ、工事請負費の中に車両購入費とあって、金額はないのです。

[「ああ、備品の。1台がずれたというだけであって。ずれている」と言う人あり]

○3番（笹岡壽一君） ずれて。どこがずれているの。

[「前のページの最後に書いてあります。前のページが……しました」と言う人あり]

○3番（笹岡壽一君） だから……

○議長（寺田 優君） いいですか。今の関係はオーケーですか、では。

上野環境建設課長。

[環境建設課長（上野 崇君）登壇]

○環境建設課長（上野 崇君） 109ページの一番下に備品購入費200万円を計上されて、その内訳は車両購入費ということでここに入ってきております。

以上です。

[「ずれていると言ったって、ページは違うものですね」と言う人あり]

○環境建設課長（上野 崇君） それは、もうそういうふうに、……の形でして。ただ、決算が……

[「……でなっているよ」と言う人あり]

○環境建設課長（上野 崇君） 下にずれ込んでしまう。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

[3番（笹岡壽一君）登壇]

○3番（笹岡壽一君） これ、内訳をとなるとこれになって、これだと工事請負費だ。

[「違う、違う。これはまた別。別、別。横並びじゃない」と言う人あり]

○3番（笹岡壽一君） ああ、そうなの。それで、何なの。つまりこっち、つながるの。

[「そうそう、そう。そうです」と言う人あり]

○3番（笹岡壽一君） ……あれば。

〔「前は2台だったのを1台にしたよということになります」と
言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） いろいろ説明いただいたのですけれども、それはそれとして承ります。

私は、先般議長を通じて私たちが要望した予算要望書について検討されたのかどうかということ
を伺う意味でここで要望書を読み上げますので、それについて伺っていききたいと思います。

取りあえず氏名を省いておきますけれども、令和5年度一般会計予算案要望について。私たちは、
「私たち」というのは3名の議員です。さきの一般会計予算案に意見を付して反対しました。再提
出予算案について慎重に協議した結果、早期の成立を図るべく、前定例会で述べた要望の一部を留
保して、改めて下記の8項目に絞って要望します。ご配慮のほどよろしくお願いします。

1、(株)TOSHIMAに関わるフォークリフトのリース契約は解約すること。よって、新たな
リース契約はしないこと。

2、フォークリフトの買取り価格は売却額を超えない額とすること。

3、カン(株)TOSHIMAの補助金申請書にある事務所、社宅建設等の費用積立ては行わな
いこと。過去の積立金は償還させること。

4、新ごみ焼却場に金属探知機を設置すること。

5、島外診療の際の旅費助成は住民の要望を考慮して見直すこと。

6、サクユリ産業の振興を図ること。

7、観光用のポスターを作成すること。

8、奨学金貸付け返済額の50%を減免すること。

以上の配慮をいただいた上で新年度予算には賛成する考えにあります。

こう述べて、村長に伝わっているだろうと思うのですけれども、これは伝わっていますか。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 昨日寺田議長のほうから書類のほうは頂きました。ただ、対応する時間的余
裕もなく、また日曜日であったこともありまして、本日朝、この議会に先立ちまして、幹部のほう
とは共有したところでございます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） ということは、間に合わなかったということですか、簡単に言うと。物理的
にそう受け止められますけれども。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 先ほど冒頭に述べたとおりで、先日議会終了後に議員の皆様と協議会を設けさせていただきまして、その後、その趣旨等改めて説明した上で、議員各位からのご意見、ご指摘を踏まえ、幹部で協議した結果、今回3点に限って修正をさせて、お認めいただくべく上程させていただいたというところでございます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） ですから、間に合わなかったということですか、……予算としては。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 昨日は日曜日ということもありまして、幹部で協議する時間もなかったと。また、先週末段階でその3点に絞って相手方との折衝、調整等もありましたので、それはそれとして進めていただき、昨日いただいたものに関しましては今後検討していく。現在はそれに対応できる時間的余裕がないというふうなところで、繰り返しになりますが、今回は3点に限って修正させていただいたという次第でございます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 今の村長の答弁を伺うと、今後の検討課題ということで、私懸念するのは、検討はいただいたのだけれども、いかんせん、予算書ができ上がっていると。それで、それを再検討する物理的な時間的な余裕がなかったということで、今後の課題として検討はしていくというように受け止めたのですけれども、そういうことですか。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 予算を編成、また修正するに当たりまして、同時進行でいろんなものを動かさなければいけない。金曜日の段階で財政担当のほうは土曜も日曜も調整に当たっていただき、足し算、引き算だけではなく、相手方と調整をしていく中で、今回皆さんにお配りする等の事務的な手間も含めると、なかなか昨日の午前中に頂いたものに対応というか、検討する時間もないというところで、現実的には不可能だというふうに考えております、新年度を迎えるに当たって。本日の議会の準備もある中で。

今後、当然議員の皆様のお名前が出た上での要望という形というか、書類でもありますので、ある意味公文書というふうに扱い、当然協議する。全てができる、できないは今後の話になってまいります、協議はしていくものと考えております。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 分かりました。今後の課題として承っていくと。それは大事なことだと受け止めています。

それで、残余のあれは別として2点伺いたいのですけれども、1つは、1点は、1番に掲げましたリース、あれは解約すると。それから、新たな契約はしないということは、この辺はどうなのですか。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 現状では、まず第1として、4月1日、新年度を迎えるに当たって、島内の物流を維持していくという一番の目的がある中で、そのためにはこの重機、フォークリフトが必要だということで、それを目掛けて今回いろいろ調整をさせていただいたという経緯があります。

その上で、今回購入と。（株）TOSHIMAに購入してもらおうという形を取らせていただいた。今まで（株）TOSHIMAが事業者とリース契約を令和4年度中はしていたところを、それを令和4年度で打ち切り、そのまま令和5年度から、リースではなく、株式会社TOSHIMAの資産として持っていて、そのまま港湾の維持、物流の維持に当たっていただくという観点で調整をさせていただきました。

今後なのですが、当然財産として持っていていただく上では、長く資産として使い続けていただくことが一番であると、購入したからには。その上で、今後それが何年も動くものではない、今までの過去の経過から見ても。いずれ長もちはしないということで、買換え、入替え等が必要になってくるであろうと。

私は、さきの議会の中でも述べたとおり、利島村において減価償却、なかなか持たないということ、またその車両を維持管理していくことに大変な負担がかかるということで、リースという方向で令和4年度調整、実施させていただいたことではありますが、依然として私としてはリースのほうがいいであろうという考えでおりますが、当然私一人というか、執行部だけではなかなか難しい面もあると。議員の皆様にはリース方式でお願いしたいというところですが、なかなかお認めいただけなかったということもありますので、今回購入させていただきました。

ただ、今回いろいろご指摘を踏まえて各方面資料を集め精査をしていく中で、やはりリースのほうが利島にはメリットがあるのではないかとこの考え方も持つてはおります。その辺りに関しましては、今後議員の皆様にも、予算編成等ではなく、別の機会で改めて説明をさせていただいて、どういうふうに維持をしていったほうがいいのかというのは、意思を共有していくようにしていったほうが利島のためになるのではないかとこのように考えているところです。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） もう一点ですけれども、もう一点は2番目の買取り価格。これは（株）TOSHIMAが買い取るということなのですから、いずれにしても財産で買うということなのですから、これは売却額は超えないということをお申し述べていたわけです。というのは、これは役場が売ったので、（株）TOSHIMAが売ったわけではないので、役場の財産を売り渡したわけで、その後どうなるか、こうなるかということとはともかくということ、もちろん目的は分かっていますけれども、しかしそのこととは別なので、役場の公有財産を売り払って、それを買い戻すというのは、（株）TOSHIMAが買い戻すということのようなのですけれども、（株）TOSHIMAが買い戻すというのは分かったような分からないような話なのですから、いずれにしても利害関係は共通していると思うのです。買い受けた業者とですね。三角関係にはもちろんなりませんけれども、その間で助言といいますか、構想として、いずれにしても村の公金で買うわけですよ、会社に入っている金といっても、（株）TOSHIMAに財産がありますといっても、その金とて公有財産のうちなわけで。その意味からして、村としては当然その指導といいますか、あれの対応は考えなければいかぬと思うのだけれども、この売却額は幾らぐらいなのか、これは。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） この場で詳細な数値を述べさせていただくことがちょっとはばかれるかもしれませんが、そのあたりも踏まえて、相手業者さんとも了解を取った上でご説明をさせていただきたいと思います。よって、資料の提示は避けさせていただきたいと思いますので、ご了解いただきたいと思います。

まず、3台の購入費用に関しましては、当初利島村が事業者売却した金額としては847万円であると、これは税込みで。令和4年度中にその車両を維持管理する上でかかった経費を、今回買い戻すといいますか、（株）TOSHIMAに買って、購入していただくという中で、令和4年度中にかかった経費を乗せさせていただいたと。その中には、令和4年度中に維持をしていく上で、フォークリフトのリース代もしくはタイヤ、ホイール含めて、スペアタイヤ等ですか、消耗品をすぐに取り替えられるように予備を送っていただいていると。車両の数以上にタイヤを持っていると。また、車検等をしましたので、その中で、相手業者は長期間リースを継続していくつもりで、初期投資という形で金額をかけて整備をしたと、車検を受けるに当たって。そういったもの、もろもろを計上して230万円ほど。合わせて1,077万円ほどの見積もりがありましたと。

ただ、これも議員さんと調整していく中で、それでは認められないというようなお話もあり、再度調整をさせていただきました。減価償却、価値が下がっているのではないかとということで、かかった経費に関しましてはリース代で賄うものではないというような観点から、その部分に関しましてはそのままいかせていただいた上で、減価償却に関しまして様々な視点でこの2日間調整をさせていただきました、専門家も含めまして。ただ、もともと減価償却費の設定をするものの考え方

ではなかったということで、いろんな考え方はあったのですが、過程で全て設定をしいく中でなかなか確たるものがなかったというのが正直なところであります。もともとその金額をどのようにしたら認めてもらえるかというところで、業者さんからしたら、正直、もう別にこの金額でお認めいただければいいですよというお話も実はしていたところでもあります。ですが、何とかお願いします、維持するためということで調整をした結果、その端数である七十幾万を値引きといいますか、減価償却というふうに見させていただいた上で、1,000万円ということをお願いできないかというお話で現在まとまっているところでございます。

○議長（寺田 優君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） ほかにございますか。

石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） ちょっと電気自動車のことで。前の説明で、30万ぐらいで役場は出せば買えますよということだったのですけれども、ここで、では270万ぐらいが補助金で出るのかなと思っていれば、63ページのあれに、クリーンエネルギー自動車インフラ導入促進補助金というのが40万あるのですけれども、40万と30万足しても230万ぐらい不足があるのですけれども、これはどこから出るのですか、230万は。

○議長（寺田 優君） 隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅 智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅 智孝君） 石野議員のご質問にお答えします。

前回の議会後の協議会でもお話しさせていただいたのですけれども、総合交付金のゼロエミッションという事業の中から出ます。

以上です。

〔「ちょっと分からない。もう一度。すみません。そこ、ちょっと

分からなかった。もう一回説明してくださいよ」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） もう一度説明をしてください。

隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅 智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅 智孝君） 総合交付金の中にゼロエミッションという事業がありまして、そこから出ます。

〔「ああ、総合交付金から。はい、なるほど」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 石野議員

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 私はまた、エネルギー、このインフラで230万ぐらいが出てくるのかなと思って。総合交付金から使うということで。分かりました。ありがとうございました。

○議長（寺田 優君） よろしいですか。

○4番（石野 治君） はい。

○議長（寺田 優君） ほかにございますか。

前田副議長。

〔1番（前田 清君）登壇〕

○1番（前田 清君） また車に関してなのですけれども、去年の11月前後ぐらいの話なのですけれども、利島の修理業者が昼む、工場を閉めるという話が出たときに、役場としてどういう対応を取るのですかと議会として聞いたことがあると思うのですけれども。議会、この場ではない。こういう場ではなくて、協議会の場で聞いたことがあるのですけれども、そのときに村長おっしゃっていたのは、役場の車を減らすと。まず第1は、役場の現在持っている車を減らしていくという話が出たのですけれども、その考えというのは今もあるのでしょうか。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 非公式な場ではありましたが、そういった考え方も排除しないというふうに考えております。

また、維持に関して、なるべく経費、ランニングコストをかけないような視点で考えていく必要があると。修理等がすぐできないということを踏まえて、やはり今のタイミングで新車に入れ替えていくとかということと、あとは台数そのものを減らしていく必要があるかもしれないということでお話をさせて、その場ではいただきました。

今回入替えに関しまして、これも再三述べておりますが、今時点で職員数も当然足りないのですが、台数が不足しているというところがありまして、入替えに向けて準備をさせていた、計上させていただいたというところでもあります。当然対費用効果とかは見ていかなければいけないので、必要などところに必要な台数だけというふうにやっていかなければいけないのですが、多過ぎるというようなことであれば当然精査をしていく必要があると思いますし、ただ、今いろいろ多種にわたって職員の業務が広がっている状況であると。ごみだけでなく、水道、合併等もありますし、港湾もあります、プールもヘリもあるといった中で、各場所に行かなければいけない状況があって、私もそうすけれども、自分の車で対応しているといった状況があったりとかというのがありますので、なるべくそういったこと、業務の効率化も併せて考えていなければいけないかなというふうに思っております。

○議長（寺田 優君） ほかにございますか。

〔「動議ですけど」と言う人あり〕

◎動議の提出

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 私はこの予算の、前回、事実上全議員の反対によって否決されたわけですが、今、今回のこの予算案について審議してきた中で、やっぱり議員間の協議を求めたいとこれは思うのです。したがって、休憩していただけないかなと思うのです。議長、これは私の動議で、休憩をもって議員間の協議をしたいなと思って、議長にそういうことを諮っていただきたいと思えます。

○議長（寺田 優君） ただいま笹岡議員よりの動議で、休憩をいただきたいと。議員間で協議したいということでありましたが、その動議に賛成の議員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田 優君） 賛成多数ですので、ここで休憩をいたします。

（休憩 午前10時26分）

（再開 午前10時32分）

○議長（寺田 優君） それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

ほかに質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） ないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 私は、予算というのは……ですけれども、成立が第1条件であるのは承知しております。ただ、それも内容によりけりで、それで同時に、予算が例えば否決になって、村が動かなくなるという、これも自明の理なわけですけれども、ひとえに、否決というのは否決した場合の議員の側に責任があるということではないと。それで、否決は常にあり得るわけで、それに対しての対応手段とすれば、提案者が、これはそれに、住民の中に不自由がかからないように再度予算を組み替え、もしくは暫定予算を組んでくるということで支障なきを図るのは専ら提案者の責任だろうと私は思っているのです。

そこで、私は本議案には反対をいたしますけれども、それは、やはり、いわゆるフォークリフトがさんざんもめました、いろいろ。それで、百条委員会の話題も出てきたり、そこまでやったけれ

ども、しかし依然として解明し切れないまま。説明だけ、幾ら、説明も確かに言っていました、再三。受けましたけれども、疑念が残ったまま、例えば見積もりを出されていない、これはどう見るのだと。入札もされていない、これはどう見るのだというようなこと。それから、どうしてそういう業者さんに、言うなら直だか間接だか知りませんが、事実上の特命随意契約でなされたのか。

それから、私今回の8項目の中から省きましたけれども、やはり契約書の内容が。リース契約の契約書の内容、どう見てもこれは、村長は合法、有効だとは言ったものの、賃貸の契約期間もなければ、解約条項もなければ、支払い条項もなければ、医薬条項もない。それから、責任者たる氏名もないし、捺印もないというようなことで、公金をするのには到底、これでいいのだというわけにいかない。そういうことで、何がゆえにそういう安易な簡単な、確かに契約書とは書いてはあるものの、全く私とすれば、公金を出すのにふさわしい適正な契約とは到底言い難いということを踏まえまして、どうもこの行政の在り方は信用できない、こういう執行の仕方は信用できない、信頼できないというものがあります。それらを含めて払拭し切れない。

それから、最後に私言ったように、村長が私の先ほどの質問の最後に答えていただいたことについては、それは信頼と期待感をそれなりに持ちます。今後の課題として取り組んでいると。決して私は、3者の連名で出しましたけれども、私はいろんな要望を、何もこの際のごね押しだとか、そういうことでは認識していません。要は、リース契約等で余った金、本年度予算でね。剰余して余った金が、これを住民のために、あとは知らないよと。車は買わなくなった。あるいは、リース契約もそうした。あるいは、土地はともかくとして、それから(株)TOSHIMAに譲与金があるという、あるいは積立金の問題、これらが無いということになれば、相当の予算収益は上がってくるわけですね。これらをもって、住民から出されている要望については何とか、金がないわけではなくて、対応できる案で、金銭的には、財政的にはね。それらがなされないということを思えば、やっぱりこの際、何となく駄々をこねているとか、ごり押ししているということの認識には私はなれないです。この際、どさくさに紛れて、要望に応じてくれというのは。ひとえに私は、そこに書いてあるのは、住民の利益にかなうと、そういう観点で署名というか、連名につなげましたし、またそういう考えで今もいるわけです。

そういう点で、本来賛成すべきであるという时期的に、物理的には分かりますよ、それ。しかし、それは、状況はやっぱり議会に責任があるのだと。確かに予算がなければ動かない面もあります。だけれども、ひとえにそれは議会の責任ということでもないだろうと。やはり見てみて、緊急的な目の前に迫ったということはもちろん分からぬではありませんけれども、しかしそれはそれなりにヨウカクヒをかけても対応すべきだろう。そのために私たちは夜、夜中でも議会に必ずやる考え、私自身は持っているわけです。徹夜で昔もやったこともありますし。だから、そういう意味を含めて私とすれば反対せざるを得ないということで、理由として述べさせていただきます。

以上です。

○議長（寺田 優君） ほかに。
井口議員。

〔5番（井口 保君）登壇〕

○5番（井口 保君） 私は原案には賛成いたします。

まず、その理由として、前回私は修正動議を出させていただきました。そのことで村側が大変苦労して、努力してやっていただいたと。その結果は今回の説明でよく分かりました。

それと、この予算が通らなければ住民の生活が不安定になる。やっぱり我々議員は住民の代表であります。そのためには、我々議員が一生懸命取り組んできた、その結果否決になった場合は大変なことになります。やっぱりこの原案に対しては賛成すべきであろうということで、私は賛成意見を述べまして賛成とします。

○議長（寺田 優君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第26号 令和5年度東京都利島村一般会計予算を採決いたします。

賛成の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田 優君） 反対の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田 優君） 同数であります。

よって、私の議長の判断として可決承認することといたします。

よって、議案第26号 令和5年度東京都利島村一般会計予算は、原案のとおり可決承認いたします。

◎日程第3 議案第27号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計 (事業勘定) 予算

○議長（寺田 優君） 引き続き、日程3、議案第27号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村田村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 議案第27号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算。

令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算は、次に定めるところによる

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,161万2,000円とする。

詳細に関しましては、さきの議会で説明した内容と変わりはありません。よろしくお願いします。

○議長（寺田 優君） 議案の説明は以前、今村長が述べたとおり、変わりませんので、このまま省略をして進んでいきたいと思えます。

この議案に質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） なければ、質疑を終了というか省略して討論を行いたいと思えますが、討論はございますか。

笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 私は、例によると言えば例によるのですけれども、繰り出し、繰越しが、繰入れはないでしょうけれども、当初予算にはね。あるかもしれませんけれども。繰り出しは少なくともあるだろうと思えますし、特別会計に賛成するというのは相矛盾するわけで、例年のように説明してきていますけれども、そういうことで反対をいたします。

○議長（寺田 優君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） ないようですので、討論を終了し、採決を行いたいと思えます。

議案第27号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算を採決いたします。

賛成の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田 優君） 反対の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田 優君） 同数でありますので、議長の判断として可決承認することといたします。

議案第27号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算は原案のとおり可決承認されました。

あと日程が5つぐらい特別会計があるのですけれども、説明は省略するようにしてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） それでは、そのようにいたします。

◎日程第4 議案第28号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計
（直診勘定）予算

○議長（寺田 優君） それでは、日程4、議案第28号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 議案第28号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）予算。

令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）予算は、次に定めるところによる

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,638万7,000円とする。

詳細の説明に関しましては、省略させていただきます。

○議長（寺田 優君） それでは、質問のある議員は挙手を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） なければ、討論を行いたいと思います。

討論ございますか。

笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 先ほどの国保の事業勘定と同じ理由で反対いたします。それで、以下各特別会計についても同様としますので、討論台には立ちませんが、そういうことで対応させていただきたいと思います。

○議長（寺田 優君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） なければ討論を終了し、これより採決を行いたいと思います。

議案第28号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）予算を採決いたします。

賛成の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田 優君） 反対の議員の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（寺田 優君） 同数でありますので、議長の判断により可決承認することといたします。

議案第28号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）予算は原案のとおり可決承認いたします。

◎日程第5 議案第29号 令和5年度東京都利島村簡易水道事業特別会計予算

○議長（寺田 優君） 引き続き、日程5、議案第29号 令和5年度東京都利島村簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村田村長。

[村長（村山将人君）登壇]

○村長（村山将人君） 議案第29号 令和5年度東京都利島村簡易水道事業特別会計予算。

令和5年度東京都利島村簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億7,004万2,000円とする。

詳細に関しましては、省略させていただきます。

○議長（寺田 優君） それでは、質疑を行いたいと思います。

質問のある議員は挙手願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 質問がないようですので、質疑を終了し、討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 討論を終了し、これより採決を行います。

議案第29号 令和5年度東京都利島村簡易水道事業特別会計予算を採決いたします。

賛成の議員の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（寺田 優君） 反対の議員の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（寺田 優君） 2対2、同数でありますので、議長の判断により可決承認することといたします。

議案第29号 令和5年度東京都利島村簡易水道事業特別会計予算は原案のとおり可決承認いたします。

◎日程第6 議案第30号 令和5年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計予算

○議長（寺田 優君） 引き続き、日程6、議案第30号 令和5年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 議案第30号 令和5年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計予算。

令和5年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,131万1,000円とする。

詳細に関しましては、省略いたします。

○議長（寺田 優君） それでは、質疑を行います。

質問のある議員は挙手願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 質疑を終了します。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） それでは、議案第30号 令和5年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計予算を採決いたします。

賛成の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田 優君） 反対の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田 優君） 同数でありますので、議長の判断により可決承認することといたします。

よって、議案第30号 令和5年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計予算は原案のとおり可決承認いたします。

◎日程第7 議案第31号 令和5年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）予算

○議長（寺田 優君） 日程7、議案第31号 令和5年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

[村長（村山将人君）登壇]

○村長（村山将人君） 議案第31号 令和5年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）予算。

令和5年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,682万5,000円とする。

詳細に関しましては、省略いたします。

○議長（寺田 優君） それでは、議案に質問のある議員は挙手をお願いいたします。

[「なし」と言う人あり]

○議長（寺田 優君） ないようですので、討論を行います。

討論ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（寺田 優君） 討論もないようですので、採決を行います。

議案第31号 令和5年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）予算を採決いたします。

賛成の議員の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（寺田 優君） 反対の議員の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（寺田 優君） 同数でありますので、議長の判断として可決承認することといたします。

よって、議案第31号 令和5年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）予算は原案のとおり可決承認することといたします。

◎日程第8 議案第32号 令和5年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計予算

○議長（寺田 優君） 日程8、議案第32号 令和5年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

[村長（村山将人君）登壇]

○村長（村山将人君） 議案第32号 令和5年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計予算。

令和5年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ638万6,000円とする。

詳細に関しましては、省略いたします。

○議長（寺田 優君） 議案に質問のある議員は挙手を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） ないようですので、これより討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 討論もないようですので、採決を行います。

議案第32号 令和5年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

賛成の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田 優君） 反対の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田 優君） 同数でありますので、議長の判断として可決承認することといたします。

よって、議案第32号 令和5年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計予算は原案のとおり可決承認することといたします。

◎日程第9 議員提出議案第3号 利島村議会の個人情報の保護に関する条例を 制定する条例

○議長（寺田 優君） 引き続き、日程9、議員提出議案第3号 利島村議会の個人情報の保護に関する条例を制定する条例を議題といたします。

議員の説明を求めます。

前田副議長。

〔1番（前田 清君）登壇〕

○1番（前田 清君） 議員提出議案第3号 利島村議会の個人情報の保護に関する条例。上記議案を会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年3月27日。提出者、利島村議会副議長、前田清。

提案理由。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報の保護に関する法律（法律第57号）の一部改正等により、個人情報の保護に関する規律が同法に一元化されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める必要があるため。

内容についてですが、先日議会で行政側から発表のあった村の個人情報保護法、それと内容的には相違ないので、ここでは中身については、条文については省略させていただきます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 質疑を行います。質疑ございますか。
笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 質疑というよりも、一部、これは提案は仲間の議員なわけですけれども、ここで議論すべきなのかどうかという。まず、前提条件が違う、異なっている条例だと思っているのです。普通は行政に対する質疑応答ということですが、あるいは質問ということですが、これは議員に対する質問ということで、要するに議員の問題なのです。確かに今提案理由として国の法律に基づきとはいうものの、なかなか理解のいかないところもあるのです。それで、これが今議論できるのかなということがあって。本来ならこれは、私とすれば、私の考えでは、個人的指摘といたしますか、考えでは、本来議員の問題なので、異論がなきように議員同士の提案と。全議員の共同提案ということならば、まあ、まだということなのですから、これ質問をするのも少し気が引けるのですけれども、やっていますか。議事の進行上の問題かもしれません。

○議長（寺田 優君） どうしますか。質問があるということですか。

〔「あるんですけど、それ、これからやっていくものなのかなと思うんです」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 協議会のときに、これはそのまま進むというようなことで、まあまあ……

〔「この場でやるような」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 理解できたのかなと思ってはいたのですけれども。

〔「議長、ちょっと補足しますけど」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 国の法律もしくは条例、東京都、上部団体の条例とか、それに原則的には法律に反する条例というのはもちろん違法ですよ。効力はない。もちろん法律もそうだし、都条例に反する関係の村条例というのもあり得るかどうかというのは分かりませんが、関連する条例は少なくともまずいかなと思うのです。特に法律というのは絶対的なものですから、国の法律というのはですね。とって、それと同じでなければならないかと。何だか知らないけれども法律にこうだからというなら、法律によって十分だろうと思うのです。現に公務員、国家公務員あるいは地方公務員を含めて、公務上知り得た秘密という規定は、秘密情報については、これは村条例で定めるまでもなく、法律に明確にうたわれているわけですね。ここで特に利島型のといたしますか、利島が以下の法律に基づいたとはいっても、法律だからいいのではないのというわけにもいかない面もあるでしょう。何だか知らないけれども法律だからということ、なかなか分からないですよ、そういう意味では。

次に出てくるハラスメント条例なんていうのは全く分からない。そういう意味で、ちょっと、ここで質疑を続けていいのか。私、するほうも自信がないし。

〔「答えようか」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 国の法律と言うの。

〔「いやいや、一般論」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 前田副議長。

〔1番（前田 清君）登壇〕

○1番（前田 清君） 今回提案した内容なのですが、要は個人情報なので、役場の職員がどうのこうのというのではなくて、議員個人が議員活動を通じていろいろ個人と、村民と接する機会が多いかと思うのですが、その中で知り得た情報については当然、守秘義務とは言いませんけれども、公にしない、外に漏らさないといったことが主な内容ではないかなと思うのです。国の法律云々とありますけれども、取りあえずは我々が日々の活動の中で知り得た情報を保護していくと。個人情報を保護していく、そういう趣旨で出した今回の条例になります。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） その程度ですと、私なんかよく、皆さんもそうだし、住民がこう言っているよ、ああ言っているよという話をよくされます。そうすると、時折「誰が、それは」、「誰らがそういうことを言っているのだ。本当かよ」と、その人の作り話ではないのかという、うがった話も出てきたりして、私はそれらについては再三、私が発行している「あしたば」でも述べてきましたし、この議場でも述べてきていますけれども、本人の承諾なくしては一切あなたの名前は公表しませんと。これは社会常識、良識的な職務上の、ある意味法律がなくてもそうなのだと。そうすると、今度、あるいはそう言い切ったなんて議員がちまたで、ここの議場ばかりではなくてちまたで、例えば誰々がああ言っていたと誰に話をする。そうすると、これは、これに引っかかるのかなと。まさに今度これは、今まで、あそこの太郎さんがこういうことを言っていましたと花子さんに話してきたら、声が世間に漏れたら、それは議員であったと。そしたら、この条例に引っかかってしまうのかと。個人情報を知り得た、あの人はこう言っていたと。あの家にはこれがいた、あそこの家では何々があったと。利島なんかよく使われているのです。都会ではちょっと考えられない面が。一般の人が一般の人をやる分には、これはある意味でいいかもしれませんが、あの人は今日入院したとか、そんなのはいいわけね。だけれども、議員がそれを言ったときにはこれに引っかかるのかと。

社会常識的に、この島なんかよく言われるので、関心があるから。都会の人は関心ないだろうから、そう言うてはいけないけれども、いけないかも知れぬけれども。分からない。

○議長（寺田 優君） 前田副議長。

〔1番（前田 清君）登壇〕

○1番（前田 清君） 議員が議員の質問に答えなくていいのかな。今笹岡議員が言ったように、確かにそういうことって多いのです。ただし、我々のメインは議員と。相手は、個人のどこかの年寄りに話をしたのではないと。俺は笹岡議員に聞いてもらいたくて話をしたという、多分思いで話される内容ってあると思うのです。そういう情報は漏らさないというのをうたっている条例である、条文であるという理解してもらえないと思うのですけれども。

○議長（寺田 優君） 休憩します。

（休憩 午前11時02分）

（再開 午前11時05分）

○議長（寺田 優君） それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

質疑を終了してこれより討論に入りたいと思いますが、討論ございますか。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 「質疑」だろうな。質問、「議」なのかな。議案だからな。

でも、結局答弁もできないし、しない。しても、はっきりしないし、そういう点ではもう少し詰めた話でできれば。先ほど提案方に申しあげましたけれども、議員がそろって共同提案ならいいのかなと。お互いに認め合ったということなのだろうけれども、提案されて、いいではないですかと、何かか理解がいかないけれども、いいのではないですかというところで賛成というわけにもいかないし。ですから、私としてはこの原案については、関連している条例なのですね。前回の9号でしたか、あれに関連した条例だと思うのです。あれは執行部が、行政が提案してきた条例で、それは何か前提条件としてみたいな、何かそんな話がくっついていたと思うのだけれども、賛成多数で可決されていますけれども。と、その前提条件の条例にも反対してきていますし、そういうことで、この点については法律論というのは分からぬままですけれども、反対させてもらいたいと。

本当なら議員提案で皆さんにやったほうがいいのかなと思っていますけれども、そういう意味で何か訳の分かったような分からぬような話になるかもしれませんけれども、反対をいたします。

○議長（寺田 優君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） ないようですので、討論を終了して、これより採決を行います。

議員提出による議案第3号 利島村議会の個人情報保護に関する条例を制定する条例を採決いたします。

賛成の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田 優君） 反対の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田 優君） 2対2、同数でありますので、議長の判断により、議員提出議案第3号 利島村議会の個人情報保護に関する条例を制定する条例は可決承認されました。

◎日程第10 議員提出議案第4号 利島村における議会関係ハラスメントを根絶するための条例を制定する条例

○議長（寺田 優君） 引き続き、日程10、議員提出議案第4号 利島村における議会関係ハラスメントを根絶するための条例を制定する条例を議題といたします。

前田副議長、説明をしてください。

〔1番（前田 清君）登壇〕

○1番（前田 清君） 冒頭ちょっと言わせてもらいたいのがありますのでけれども、このハラスメント条例なのでけれども、我々自身もそうなのでけれども、我々の次代の後輩たちにも残しておかなければいけない条例だと思っています。世の中の流れが、ハラスメントは禁止だ、やめようという雰囲気が世の中の一般的な流れになっていますので。この間も岸田内閣の政務官、あの人が何か同性婚とか同性愛とかという問題で失言があったということで、即日解雇されていましたよね、政務官を。そういう状況を踏まえると、やっぱり我々自身もハラスメントについては気をつけなければいけないし、先ほど言いましたように、次代の我々の後輩たちに残しておかなければいけないという意味合いから、これ、提案させていただきます。

議員提出議案第4号 利島村における議会関係ハラスメントを根絶するための条例。上記議案を会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年3月27日。提出者、利島村議会副議長、前田清。

提案理由。利島村議会は、議員及び議会としての役割を十分発揮するため、お互いに人格を尊重し相互信頼を深めることを通じて、ハラスメントの防止に努め、信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

条例の内容ですけれども、基本的なハラスメントを禁止しよう、やめようということに尽きます。例えば、パワハラ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、何だ……

〔「マタニティー」と言う人あり〕

○1番（前田 清君） マタニティーか。そういった、世間一般で常々言われているハラスメント行為、これをもうやめていこう、議会の品位を上げようということに尽きるものです。

以上。

○議長（寺田 優君） その他があったわけですね。

そういうことで、質疑を省略してよろしいですか。

〔「質問があります」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 頭から聞きますと、これはハラスメント、では、いいのか、結構でございますというわけには、これは何人たりともいかないと思うのです。問題になるのは、我々認識、勉強する上でも、今後、特に議員活動ですね、議員だから、議員ということを書いてあるから。議会関係活動、議員活動をしていく上、どういうことがハラスメントなのかと。どういう発言が、あるいはパワハラ、あるいはセクハラ、あるいはマタニティー、あるいはその他暴言とかそういうことです。それで、これらことごとくはやっぱり決まっていますね、これは。例えば、セクハラにしたってパワハラにしたって、ここで決めなくても、それは訴えられます、被害者、被害側の人。ということであれば、しかるべき人たちの中からそういうあれが、抵抗といいますか、人権を守る意味で行為というのは主張されていると思うのですけれども。例えば、住民あるいは、ここにも書いてあると思うのですけれども、職員、議会質問の中でどういう聞き方をするとパワハラになる、ハラスメントになるのか。何となくセクハラというのは分かります。セクハラというのは、これは分かる。あるいは、マタニティーも分かる。だけれども、例えば質問の仕方一つでも、どういう、大声を上げて質問したらば、これは相手が恐怖を覚えた、恐怖感を感じたと。職員がですね。ちょっと声が大きかったということはパワーハラスメントになるのか。

これ質問しようかなと。どう見直す、見解の相違だと言われても困るし、その辺が、私はよく。これが決まることによって、ハラスメントを取り締まるのだと。取り締まるというか、問題なのは、そういうことを感じた、もう一つは、本人はそうは思わないのだと。本人は決してそうは思っていないのだけれども、しかし受け止める側の職員もしくは住民だ。これは恐怖を覚えたとか。それで、ここにもいろいろ書いてある。心身ともに、仕事を辞めるとか、休まざるを得ないとか、あるいはこの島にいられなくなるとか、そういう気分になったといったときは、その議員はどういうことになるのですかと。その辺が何とも不気味なのです。といって、ハラスメント結構とは言わない。

○議長（寺田 優君） 前田副議長。

〔1番（前田 清君）登壇〕

○1番（前田 清君） 何がハラスメントに該当するか、どんな行為、行動が該当するかというのであれば、我々自身、今議員5人しかいないですけれども、一回講習を、専門家に来てもらって受けたほうがいいかなと思います。

私も実は30年ぐらい前、会社員時代に、三十何年前に、一応私がいた会社ではハラスメントはやめようということで、当時組合があったので、そこが主導で、管理職を含めて全社員を集めてハラ

スメント教育を私何回も受けたことがあります。だから、皆さんもそういう意味では一回本当に専門家を呼んで、何がハラスメント、どういった言動がハラスメントに該当するのかという教育を僕は受けるべきだという気がするのですけれども。何も知らないで、「えっ、俺が今言ったことハラスメント、パワハラに該当するの、セクハラに該当するの」では、やっぱり施行する意味もないので、だから一回教育を受けましょう。

女の人に、あなたいつ結婚するの、結婚しないのというのはハラスメントだからな。

〔「うん、そうです。そうです」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） それは、教育を受けるのは、講習会を受けるのは、それは全然やぶさかではありませんけれども、ただ今言ったような、今これを上程されて、表決する上に立って、それからでもいいのではないかと。それで、ほかの島でやっているのか、これ。

〔「ほかでやっている、やっていない……ないです」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） よく言うのですよ、ほかの島でやっていますかというのを。よく使うのだ。特に行政はよく使うの、ほかの島でもやっていませんと。そういう意味で、何で本村だけが飛び抜けてというか。

それで、私が質問したからといって、これは、あの人はハラスメント反対したみたいだと言われても困るには困るわけ。セクハラだって困りますよ、それは。ところが、今言ったように、1つのみそは、相手を感じるかというのは、これが不気味なのです。そこまで及ばないのだ、神経が。

私は過去に事例を持っていて、苦い経験があるのです。ある時点である住民が、村の仕事をやっていたわけだ、この近隣で。そしたら、ごみの中に、ここで発言していいかどうかと。やめますね。ちょっと悪いものがあって、それを注意してくれというので注意したことがあったのです。ところが、本人に言えばよかった、直接。それを本人に言わないで、ほかの人に言ったわけだ、注意してくれと言った人も。そうしたら、何で俺、本人に言わないでこんなことをやったのだと。その人が悪いのではないのです。今でも思うのは、そういうのはハラスメントですね、これは。思っているのです。そういう苦い体験があるのです。中身は今ここで言うような話ではないですけれども、折があったら申し上げてもいいのだけれども。いまだにそういう苦い経験を持っているのです。今で言えば、まさにそれはハラスメントだろうなど。そうすると、議員という身分はどうなってしまうのだと。

とにかく、相手が決めるという、そこに。本人に関係ない、発言した本人。誰が見ても、例えば暴言で怒鳴りつけたとか、意味もなく、そういうのは分かりますよ。あくまでも職員は、対象もどこまでハラスメント。例えば、村長に何か言ったら、これもハラスメントになってしまうのか。課長はどうですかとか。職員といったって、副村長以下ずっと職員ですから。村長は職員というかど

うか、特別職と言えば特別職ですけれども。議場発言もどこまで言っているのか。静かにご丁寧にやらなければいけないとなると、不慣れな場合は、それである議員がハラスメントだ、パワハラだと言われたらどうもしようもないですね、これは、世論的にも。

○議長（寺田 優君） 前田副議長。

〔1番（前田 清君）登壇〕

○1番（前田 清君） だからこそ条例で出そうという話なのです。分からないわけですよ、我々。実際、ではどの発言がハラスメントに該当するのだと。というか、では、この条例を破棄して、今までどおりやろうというのであれば、我々自身が何も変わらないわけです。冒頭言ったように、変わりたいのです。我々が変わらなければいけないのです。もう世の中の流れに乗って、我々も変わっていかねばいけない。個人と個人がどこというのはあまり私は関与しないですけれども、少なくとも議員という立場、あるいは役場の職員という立場、考えたら、おのずと話す内容とか言葉遣いって決まってくるだろうと思うのです。個人でもさっきちょっとセクハラ問題は該当するという言い方ありましたけれども、それも個人と個人が話をする分には、一々、おまえ、それハラスメントだよという言い方ないと思うのですよね。私は不快に思ったと。では、個人でやり取りすればいいのだから、訴えるなり何なりしてちょうだいと言いますけれども、ただ議員としての立場あるいは職員としての立場を考えたときに、言動気をつけましょうということなのです。そのための条例であって、他者、ほかはやっていないから、うちは早過ぎるのではないかなということは絶対ないと思うのです。冒頭言いましたけれども、我々の次の世代のためにも残さなければいけない条例だと思うのです。今決めておかなければ。

何で今かといったら、年度が替わるところでもあるし、タイミング的にいいだろう。個人情報保護法云々というのがあるしというところで、今なのです。

先延べすればいいではないかと。それは我々はいいかもしれないです。でも、そうなってくると世間から置いていかれます。だから、いや、ハラスメントって何だというのであれば、先ほど言ったように、では、一回講習受けましょうと。徹底して講習受けて、ああ、こういうものかというので理解してもらえば、要はこの利島村議員の品位が、品格が上がると、私はそういうふうに考えています。

〔議長、私も最後にします〕という人あり〕

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 僕はさっきハラスメント、私は反対だとは言っていないです。それでは何をやってもいいということではない。それは社会常識的に、言葉遣いだとか、態度だとか、それはおのずとそうあるべきだろうと思うのです、普通に。

ところが、例えば職員にあるものを出してくれとか、聞いてくれとか、受け止め側の職員の側か

らすると強要された。それで、しつこく言われた。これもハラスメントになるのか、パワハラになるのか、その辺が、勉強、講習会をやればということですけども、その辺がとんと分からないまま、世の流れである、今やらなければ駄目だといっても、講習を受けて、それからここで勉強して、そういうお互いに認識を持った上で気持ちよく賛成するならいいでしょう。何も、ハラスメント結構、セクハラも結構というのは誰も言っていないのだ。そういう意味で述べているのです。誰が招致するか、知らない。勝手に自分たちで呼ぶのかどうか知りませんが、先生を、講師を。

何か私がそういう立場で述べると、ハラスメント結構だみたいな、規制すべきでないというように聞こえるかもしれませんが、そういうことを言っているわけではないです。必要なら規制すればいいです。ただ、内容が分からないまま、認識や知識がそこまでないまま賛成というのが気になるということを申し上げているわけです。

○議長（寺田 優君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を行います。討論ございますか。

笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 今質問も述べましたけれども、ハラスメントについては、パワハラにしてもセクハラにしても、その他マタニティー、その他にしても、それに乗っけたらいいのではないですか。別に不要だということは申ししていません。必要ならば、それは設置することにやぶさかではないのです。ただ、何が何だか分からないまま、どこまでが規制されるのか。それはおのずと常識的にやればといっても、相手が決めることだと。例えば、ある書面を要望した、職員に。普通どこでもやっていることなのです、東京都だってどこだって、議会との関係では。ところが、最近になって、議会の議決がなければ云々と出てきたわけだ。あるいは統一しなければとか。個人が要求したって、出さなくていいと。普通東京都なんかでもやっているのです。ただ、今出せとといったって、それは出せないでしょう。だから、よくそういうことをやると、国会中継なんか見ても分かるように、東京都もそうですけれども、理事会で検討しますと、そういう答弁で、今出せと言ったって、出せるわけないのだ、議会中に。あるいは、国会なんかでも委員会中。だから、そういうごとく。ところが、行政に資料を欲しいと例えば言ったら。そしたら、何で出すのだとか、いや、こういうことで欲しいのだ、それをしつこく、受け止めるか受け止めないかも相手側なのです。その辺が不安材料を抱えたまま、今これを大急ぎで採決する。

日にちがだとか、今が時期だとか。もう少し時間をかけて、とって、1年も2年も待ちましようということではないわけです。せめて3か月、6月ぐらいまでどうですかと、こう言ったわけで

す。当然よその島ではどういう扱いになっているのかなど。ここで駄目なら、よそでも駄目でしょうよ。ここでつくらなければならぬものだったら、よそだつてつくらなければならぬでしょう。なぜここだけが先立って、やって悪いという規則、建前はありませんけれども、少し余裕を持っていただけませんか、こういうことなのです。

私はこれで討論を終わります。

○議長（寺田 優君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） なければ、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議員提出議案第4号 利島村における議会関係ハラスメントを根絶するための条例を制定する条例を採決いたします。

賛成の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田 優君） 反対の議員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田 優君） 同数でありますので、議長の判断により、可決承認することとします。

議員提出議案第4号 利島村における議会関係ハラスメントを根絶するための条例を制定する条例は可決承認いたします。

なお、研修については時を見て行いたいと思いますので。

〔「やっているんだよ、研修は。……」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） よろしく願いいたします。

◎閉会の宣告

○議長（寺田 優君） 以上で本日議会に付された議案については全て終了いたしました。したがって、これにて臨時会を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） それでは、第1回臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午前11時30分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年3月27日

議	長	寺	田	優
署	名	議	員	保
署	名	議	員	治